

## 委託業務共通仕様書

### 1 総則

本仕様書は下関市が委託する調査業務に適用するものとする。

#### 1-1：一般事項

- (1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は次の事項に留意の上、業務を行うこと。
  - ア：関係法規、規則等諸法令を順守すること。
  - イ：業務実施に伴い、知り得た情報について他に漏らさないこと。
  - ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
  - エ：業務の実施にあたり、契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、業務に努めること。
- (3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、発注者と協議の上、その指示を受けなければならない。
- (4) 管理技術者
  - ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届けるものとする。
  - イ：管理技術者は業務を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。
- (5) 照査技術者
  - ア：受注者は照査技術者を定め、発注者に届けるものとする。
  - イ：照査技術者は成果品の内容の技術上の照査を行うものとする。
  - ウ：照査技術者は照査を行う上で、必要な能力と経験、技術を有する技術者でなくてはならない。

#### 1-2：履行

- (1) 受注者は契約後、業務計画書や工程表等の必要書類を遅延なく提出すること。
- (2) 打合せ協議はその内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うこと。
- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に完成通知書を提出し、完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。
- (5) 受注者は請負金額 100 万円以上の業務において、契約時又は完成時について

て、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完了時は完成後 10 日以内にテクリスに基づき「通知書」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財) 日本建設情報総合センター登録するとともに、(財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。

(6) 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

(7) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。